（政令への委任）

第四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の項中「第十二条第四項、同条第五項」を「第十二条第六項、同条第七項」に改め、「及び第三項」の下に「、同条第七項において準用する同条第四項において準用する同条第二項及び第三項」を加え、「、第十六条並びに第十六条の二」を「並びに第十六条」に、「から第三項まで」を「、第二項及び第七項」に、「及び第五項並びに」を「から第六項まで並びに」に、「、保健所を設置する市又は特別区」を「又は保健所設置市等」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第六条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第三十号中「臨時の医療施設における医療の提供並びに」を削り、「係る」の下に「臨時の医療施設における医療の提供」を加える。

（地方税法等の一部改正）

第七条　次に掲げる法律の規定中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五十九条第一項

二　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第二条

三　令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律（令和二年法律第二十七号）第三項第一号

四　令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律（令和二年法律第五十五号）第三項第一号

（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部改正）

第八条　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

第三条第一項中「第二条第三号」を「（平成二十四年法律第三十一号）第二条第四号」に改める。

（復興庁設置法の一部改正）

第九条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の項中「第二条第四号イ」を「第二条第五号イ」に改める。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久

政　令

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年二月三日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二十五号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行に伴い、並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十三条第一項、第二十六条及び第六十六条、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十六条第三項、第二十六条、第二十六条の二、第二十七条第一項及び第三十四条の六並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第六条）

第二章　経過措置（第七条・第八条）

附則

第一章　関係政令の整備

（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の廃止）

第一条　次に掲げる政令は、廃止する。

一　新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）

二　新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）

第二条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第十号中「新型インフルエンザ等感染症」の下に「（法第六条第七項第三号に掲げる新型コロナウイルス感染症及び同項第四号に掲げる再興型コロナウイルス感染症を除く。）」を加える。

第七条中「第二十六条の」を「第二十六条第一項の」に改め、同条の表第二十条第一項の項、第二十一条の項、第二十二条第一項及び第二項の項及び第二十二条第三項の項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改め、同表第二十二条の二の項中「第十七条から」を「第十六条の三から」に、「第十七条、第十八条及び第二十六条」を「第十六条の三から第十八条まで及び第二十六条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十二条の三	第十九条又は第二十条	第二十六条第一項において読み替えて準用する第十九条又は第二十条